

その他関連事項

● 管理義務・除却義務

広告主、広告物等の所有者、占有者又はこれらの管理者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

また、広告物等の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは設置が必要でなくなったときは、その日から10日以内に除却し、除却届出書を提出する必要があります。

● 違反広告物に対する措置及び罰則

条例に違反している者に対しては、適法な状態にするよう行政の指導を行います。
行政の指導に従わない悪質な行為者に対しては、下表のとおり罰金刑が科せられる場合があります。
行為者が代表している法人又は代理人、使用人その他の従業員も同様の処分となります。
その他、屋外広告業の登録に関する罰則は、滋賀県屋外広告物条例で定められています。

条例に違反した広告物等に対して市長の除却命令に違反した者	50万円以下の罰金
許可が必要な広告物等無許可で表示し、又は設置した者	30万円以下の罰金
許可を受けている広告物等無許可で改装又は改造した者	
除却義務に違反した者	
条例に違反した広告物等に対して市長の命令（除却命令を除く）に違反した者	20万円以下の罰金
立入検査を拒んだり、虚偽の答弁等をした者	

また、条例に違反して表示されている貼り紙、貼り札、広告旗又は立看板等については、屋外広告物法に基づき事前の通告なく除却します。（簡易除却）

● 管理者

許可を受ける広告物等は、管理者を定める必要があります。
なお、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する広告物等（高さが4mを超えるもの）を表示し、又は設置する場合は、次のいずれかの資格等を持つ者を管理者として選任する必要があります。

必要資格等

- *登録試験機関の試験合格者（屋外広告士）
- *地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- *職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者（広告美術仕上に係る）

● 屋外広告業の登録

市内で屋外広告業を営む場合は、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告業の登録を受ける必要があります。

屋外広告業

広告主から広告物等の表示又は設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業が屋外広告業です。単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に広告物等の表示又は設置を請け負わない広告代理業等は屋外広告業に該当しません。

【屋外広告業の登録に関するお問い合わせ先】

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4184

● 屋外広告物に関する関係法令等

- *高さが4mを超える広告物等の場合は **建築基準法** による工作物の建築確認申請が必要です。
- *道路上及び道路上空に表示する広告物等の場合は **道路法** による道路占用の許可が必要です。
- *その他、表示する場所によって、風致地区の許可、地区計画の届出等が必要になる場合があります。

● 経過措置

東近江市屋外広告物条例の施行前に滋賀県屋外広告物条例に基づいて許可を受けている広告物等のうち、市条例の施行に伴い許可基準に適合しなくなるものについては、条例施行後3年以内に限り、県条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

この許可期間終了までに許可基準に適合させるための改修、移転、除却その他の措置をとることと記載した計画書が提出され、相当と認められた場合に限り、条例の施行日から最長7年間で限度として広告物を表示し、又は設置することができる経過措置期間を設けています。

良好な景観を創出するために皆様のご協力をお願いします。

